定　　款

社会福祉法人ひまわり会

第１章　　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）養護老人ホームの経営

（ハ）軽費老人ホームの経営

（ニ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）保育所の経営

（ヘ）一時預かり事業の経営

（ト）児童発達支援事業の経営

（チ）保育所等訪問事業の経営

（リ）放課後等デイサービス事業の経営

（ヌ）相談支援事業の経営

（ル）生計困難者に対する相談支援事業

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人ひまわり会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を宮崎県日向市大字富高字岩崎５４６番地１に置く。

２　前項のほか、従たる事務所を宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川字桜井２５９６番地２に置く。

第２章　　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、職員１名、外部委員２名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、評議員１人あたりの各年度の総額が１００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　　評議員会

（構　成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第４章　　役員及び職員

（役員の定数）
第15条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名
（２）監事　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。

（役員の選任）
第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第19条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
３　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第21条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職　員）

第22条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　　理事会

（構　成）

第23条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第24条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長の選定及び解職

（招　集）

第25条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第27条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　　相談役

（相談役）
第28条　法人に相談役を置くことができる。
２　相談役は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
３　相談役は、理事長の求めに応じ理事会議決事項の遂行にあたって技術的助言をすることができる。
４　任期は役員の任期に準ずる。

第７章　　資産及び会計

（資産の区分）
第29条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４６番１
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　３，３７３㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４６番３
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　１７９㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４７番１
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　１，５３９㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４７番３
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　１３２㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４７番４
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　５９７㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４７番５
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　４０３㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４７番７
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　３８１㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４７番１４
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　１０１㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番４
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　１９８㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番６
所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　３５５㎡

宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番７
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　５９０㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番８
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　３２３㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番９
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　３７２㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番１０
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　７９７㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番１１
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　５０３㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番１２
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　７９９㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番２２
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　４７８．５５㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番２３
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　１５７㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番３４
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　３００㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番３６
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　７２㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番３７
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　４０．４４㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番３８
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　７８．０１㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５４８番５８
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　１５．７７㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎５２９番３
　所在の特別養護老人ホーム永寿園敷地　１９６㎡
宮崎県日向市大字富高字古城ケ鼻６９５６番１
　所在の永寿園グループホームひむかてらす敷地　２２０．４１㎡
宮崎県日向市大字富高字古城ケ鼻６９５７番１
　所在の永寿園グループホームひむかてらす敷地　３９４㎡
宮崎県日向市大字富高字古城ケ鼻６９５７番２
　所在の永寿園グループホームひむかてらす敷地　３９６㎡
宮崎県日向市大字富高字古城ケ鼻６９５７番３
　所在の永寿園グループホームひむかてらす敷地　３１４．３４㎡
宮崎県日向市江良町３丁目７８番
　所在の日知屋保育園敷地　１１８．２６㎡

宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５１番１
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　１，００３．５５㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５２番１
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　７２３㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５２番２
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　２８７㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５３番１
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　９９５㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５４番１
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　９２㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５４番２
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　５９６．１１㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５４番４
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　１４．５１㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５４番５
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　３３０．５９㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５５番１
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　９８３㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原１５１５０番４
　所在の障害者支援施設あかつき学園施設敷地　　２０．５０㎡
宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎３丁目２１番
　所在の児童発達支援センターあさひ学園敷地　　５４０㎡
宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎３丁目２１番１
　所在の児童発達支援センターあさひ学園敷地　　４０㎡
宮崎県日向市原町３丁目１１８番
　所在の放課後等デイサービスにじの森敷地　　４２０．０６㎡

合　　計　　１９，４６８．１０㎡

宮崎県日向市大字富高字岩崎　５４８番地１０、５４７番地４、５４７番地５、
５４８番地７、５４８番地８、５４８番地９、
５４８番地１１、５４８番地１２
　鉄骨造陸屋根３階建
　　特別養護老人ホーム永寿園、永寿園デイサービスセンター
１棟　４，５９０．７６㎡
宮崎県日向市大字富高字岩崎　５４８番地３４、５４８番地４、５４８番地３６
　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
　　永寿園デイサービスセンター　　１棟　　２８２．８０㎡

宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎　３丁目１８番地、１９番地
鉄骨造スレート葺平家建
児童発達支援センターあさひ学園　１棟　４６７．６６㎡
宮崎県東臼杵郡門川町須賀崎　３丁目１９番地
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
あさひ相談センターそーれ　１棟　３７．５０㎡
宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川字桜井２５９６番地２、字皿山田１８７５番地３
鉄筋コンクリート造陸屋根４階建
特別養護老人ホーム大地、養護老人ホーム照葉、ケアハウス岬
１棟　７，０２０．０７㎡
宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川字桜井２５９６番地２
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
特別養護老人ホーム大地、養護老人ホーム照葉、ケアハウス岬
１棟　３９７．３０㎡
宮崎県日向市江良町４丁目１０８番地２、１０４番地１
鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
日知屋保育園　１棟　８７９．５３㎡
宮崎県日向市大字富高字古城ケ鼻　６９５６番地１、６９５７番地１、
６９５７番地２、６９５７番地３
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
永寿園グループホームひむかてらす　１棟　５７６．０５㎡
宮崎県日向市大字塩見字権現原　１５１５３番地１、１５１５１番地１
１５１５２番地１、１５１５２番地２
１５１５４番地２、１５１５４番地５
鉄骨造陸屋根２階建
障害者支援施設あかつき学園、相談支援センターあかつき
１棟　２，１４１．７１㎡
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
障害者支援施設あかつき学園、相談支援センターあかつき
１棟　１４．９８㎡
１棟　２．８１㎡
宮崎県日向市原町３丁目１１８番地
鉄骨造スレート葺２階建
放課後等デイサービスにじの森　１棟　２９４．９８㎡

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第30条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎県知事の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（３）社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第31条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第32条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第33条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第34条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第35条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第36条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第８章　　公益を目的とする事業

（種　別）

第37条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援の事業

（２）日中一時支援の事業

（３）地域包括支援センター

（４）介護予防支援の事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第９章　　解散

（解　散）

第38条　この法人は、社会福祉法第46条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章　　定款の変更

（定款の変更）

第40条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎県知事の認可（社会福祉法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎県知事に届け出なければならない。

第11章　　公告の方法その他

（公告の方法）

第41条　この法人の公告は、社会福祉法人ひまわり会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第42条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　森迫　幹雄
理　事　北田　伊佐夫
理　事　寺尾　博二
理　事　佐藤　正
理　事　細川　平助
理　事　江川　雄三
理　事　森迫　邦人
監　事　佐々木　文雄
監　事　道前　正人

附　　則

１．この定款は、平成　９年　６月　９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成　９年　８月１８日から施行する。

２．この定款変更に伴い、新に就任する理事の任期は平成 11 年 7 月 16 日までとする。

附　　則

１．この定款は、平成１０年　９月１０日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１１年　３月２９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１１年　５月２７日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１２年　３月２５日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１２年　８月１０日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１３年　４月　１日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１４年　１月　４日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１５年　３月１７日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１５年　５月　８日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１５年　７月　９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１５年　９月１７日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１６年　４月　９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１６年　７月２０日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１７年　１月１４日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１７年　３月１７日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１７年　５月２５日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１７年　７月１１日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１７年　８月１８日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１８年　７月　６日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１８年　９月１５日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１８年１１月１４日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１９年　１月３１日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成１９年　９月１８日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２０年　３月２７日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２０年　７月２９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２０年１１月２８日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２０年１２月１０日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２１年１１月２５日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２３年　２月　７日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２３年　４月１５日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２３年１２月１９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２４年　２月２９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２４年　５月２５日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２４年　９月１９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２５年　５月２１日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２５年　５月２９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２５年１１月２９日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２６年　３月１４日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２７年１０月２８日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２８年　４月２１日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２８年　７月２６日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成２９年　４月　１日から施行する。

ただし、変更後の第１条及び第３７条については、平成２９年１月２０日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成３０年　６月２１日から施行する。

附　　則

１．この定款は、平成３０年１１月１８日から施行する。

附　　則

１．この定款は、令和 元 年　８月２２日から施行する。

附　　則

１．この定款は、令和　２年　８月１１日から施行する。

附　　則

１．この定款は、令和　３年　６月２２日から施行する。

附　　則

１．この定款は、令和　５年　２月　１日から施行する。

附　　則

１．この定款は、令和　５年　２月１４日から施行する。

附　　則

１．この定款は、令和　６年　９月１３日から施行する。

附　　則

１．この定款は、令和　７年　６月１８日から施行する。